



# 14 住 宅

## 住宅設備改善費の給付

- ◆内容 在宅の障がい者(児)の住宅の一部を改善する場合に給付します(なお、屋内移動設備は、新築でも給付できます)。※事前申請が必要です。
- ◆対象 下表「住宅設備改善費の給付種目等」参照
- ◆問合せ先 障がい援護課各援護係(☞ 11 ページ参照)

表 住宅設備改善費の給付種目等

給付種目	対象者	基準額
小規模改修※	①学齢児以上 65 歳未満で、下肢または体幹に係る障がいの程度が 3 級以上、および補装具として車椅子を交付された内部障がい者(ただし、特殊便器への取替えは上肢障がい 2 級以上) ②難病で下肢または体幹機能に障がいのある者	200,000 円
中規模改修	学齢児以上 65 歳未満で、下肢または体幹に係る障がいの程度が 2 級以上、および補装具として車椅子を交付された内部障がい者	641,000 円
屋内移動設備	学齢児以上で歩行ができない状態であり、かつ、上肢、下肢または体幹に係る障がいの程度が 1 級の者および補装具として車椅子を交付された内部障がい者(65 歳以上も対象になります。)	機器本体・付属機器 979,000 円 設置費 353,000 円
階段昇降機等	学齢児以上で歩行ができない状態にあり、かつ、上肢障害 1 級の者または下肢又は体幹に係る障がいの程度が 3 級以上の者および補装具として車椅子の交付を受けた内部障がい者(65 歳以上も対象になります。)	機器本体・付属機器 979,000 円 設置費 353,000 円

※ 65 歳未満の介護保険の対象者は、介護保険での住宅改修が優先されます。

## 都営住宅入居の優遇

### (1) 家族向住宅(抽せん方式)

住宅

- ◆内容 都営住宅家族向の入居資格があり、申込者または同居親族が障がい者の場合、当せん率が一般より優遇されます。
- ◆対象 【甲優遇(当せん率:一般の 5 倍)】  
 ①身体障害者手帳 5 級～  
 ②愛の手帳 4 度  
 ③精神障害者保健福祉手帳 3 級(障害年金等の受給に際し、障がいの程度が同程度とされた方を含む)  
 ④原爆被爆者健康手帳所持 ⑤難病患者、公害病認定患者等  
 【乙優遇(当せん率:一般の 7 倍)】  
 ①身体障害者手帳 1 級～4 級  
 ②愛の手帳 1 度～3 度  
 ③精神障害者保健福祉手帳 1 級～2 級(障害年金等の受給に際し、障がいの程度が同程度とされた方を含む)  
 ④戦傷病者手帳所持者で、恩給法別表第 1 号表ノ 3 第 1 款症以上の障がい者

## (2) 家族向住宅(ポイント方式)

- ◆内容 抽せんによらず、住宅困窮度を判定し、困窮度の高い順に、申込地区の募集戸数までの方を「資格審査対象者」とします。
- ◆対象 【家族向(一般募集住宅)]  
都営住宅入居資格があり、申込者または同居親族が次に該当する方  
①身体障害者手帳1級～4級  
②愛の手帳1度～3度  
③精神障害者保健福祉手帳1級～2級(障害年金等の受給に際し、障がいの程度が同程度とされた方を含む)  
④戦傷病者手帳所持者で、恩給法別表第1号表ノ3の第1款症以上の障がい者
- 【車いす使用者世帯向住宅】  
都営住宅の家族向入居資格があり、申込者または同居親族に車いすを使用している人がいて、次の①～③のすべてに該当する方。  
①車いす使用者が東京都内に居住する満6歳以上の方で、そのことが住民票の写しで証明できること  
②身体障害者手帳1・2級の方または、戦傷病者手帳の交付を受けている恩給法別表第1号表ノ2の第1項症以上の方  
③住宅内の移動に車いすの使用を必要としている方で、車いす使用を証明する書類を提出できること、または入居資格審査のときに車いす使用者本人が来社することで車いす使用を証明できること

## (3) 単身者向住宅(抽せん方式)

- ◆内容・対象 都営住宅単身入居資格があり、次のいずれかに該当する方が申し込みます。  
①身体障害者手帳1級～4級 ②愛の手帳1度～4度  
③精神障害者保健福祉手帳1級～3級(障害年金等の受給に際し、障がいの程度が同程度とされた方を含む)

## (4) 単身者用車いす使用者向住宅(抽せん方式)

- ◆内容・対象 都営住宅の単身入居資格がある車いす使用者で、次の①・②のすべてに該当する方が申し込みます。

- ①身体障害者手帳1級～2級の方または戦傷病者手帳の交付を受けている恩給法別表第1号表ノ2の第1項症以上の方  
②住宅内の移動に車いすの使用を必要としている方で、車いす使用を証明する書類を提出できること、または入居資格審査のときに車いす使用者本人が来社することで車いす使用を証明できること

- ◆問合せ先 (1)～(4) 東京都住宅供給公社都営住宅募集センター  
〒150-8322 渋谷区神宮前5-53-67 コスモス青山3階  
**TEL** 03-3498-8894 **FAX** 03-3409-4527



住宅

## 都営住宅使用料の減額

- ◆内容 都営住宅に入居している世帯のうち、収入が一定基準以下の世帯は、使用料が減額されます。
- ◆対象 身体障害者手帳1級・2級、愛の手帳1度～3度、精神障害者保健福祉手帳1級・2級（障害年金等の受給に際し、障がいの程度が同程度とされた方を含む）、または、常時介護をする難病医療費助成を受けている世帯等
- ◆問合せ先 JKK東京（東京都住宅供給公社）お客さまセンター  
**TEL** 0570-03-0071（ナビダイヤル）または**TEL** 03-6279-2652（一般電話）  
※ナビダイヤルは、各通信事業者が提供している無料通話や通話料定額プランの対象外となります。

## UR都市機構「新築UR賃貸住宅」の抽選時の倍率優遇

- ◆内容 身体・知的障がいの方方がいる世帯が、抽選を伴う新築UR賃貸住宅に申込む際、当選率が「普通」区分の20倍に優遇されます。
- ◆対象 以下の①または②に該当する方  
①身体障害者手帳の交付を受けている4級以上の障がいのある方  
②下記のいずれかに該当する方  
a. 愛の手帳（療育手帳）または精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている重度の障がいのある方で、常時介護をする方  
b. 児童相談所、知的障がい者更生相談所または精神科医等から重度の知的障がいまたはこれと同程度の精神の障がいがあると判定されている方で、常時介護をする方
- ◆問合せ先 UR都市機構 東日本賃貸住宅本部 住宅経営部 営業開発課  
〒163-1382 新宿区西新宿6-5-1 新宿アイランドタワー16階  
**TEL** 03-5323-3560



住宅